

施策・基本事業一覧表

優先度: 成果=低。財源=中。●かんきょう課、企画財政課

番号	施策名	施策の対象	施策のねらい	区分	施策の成果指標 (単位)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前期 目標値	24年度	25年度	26年度	28年度 (目標値)	評価	評価の判定理由と原因分析の説明	今後の取り組み等
6-6	衛生的で安らげる生活環境づくり	・市民 ・事業者	住民同士や、住民と事業者間でトラブルがなく、地域と産業が共存できている。	成果	生活環境への満足度(%)	82.9	76.6	82.6	82.5	84.6	77.8	78.3	→	82.4	84.4	86.3	↗	目標達成	市民アンケート結果では昨年度より1.9ポイント改善し、平成28年度の目標数値に達した。 多くの事例は、法律で規制できない民事事例であり、マナーやモラルが大きく関わってきている。 市への相談・苦情については、現地を確認し、適切に対応することにより市民の安心・満足度は一定確保されている。 しかし、民事の問題に市がどこまで関与するかは課題である。	①多くの場合、法的な規制の及ばない民事事例であるが、現地確認の上、適切に対応する事でトラブルを防止し、解決につなげていく。 ②多くはマナーやモラルの問題であるため、広報ちくご等を通じて地道な啓発に努める。

番号	基本事業名称	本事業の対象	基本事業のねらい	区分	基本事業成果指標 (単位)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前期 目標値	24年度	25年度	26年度	28年度 (目標値)	評価	評価の判定理由と原因分析の説明	今後の取り組み等
01	生活公害の自主的解決の推進	市民 事業者	・近隣の生活環境の問題について、自らの地域で解決している。 ・市の助言や指導により生活公害に関するトラブルが解決する。	成果	市が受けた苦情の解決率(%)	92.6	91.7	95.6	92.4	85.1	86.9	81.7	95	85.8	80.2	86.0	95.0	順調	市に届けられた苦情件数は全体で86件(前年度から15件減小)と一時的に減少したものの、マナーやモラルなど法律で規制できない民事事例が多い。	①空地雑草等の民事事例に関し、地域内での問題解決に向けて、環境美化巡視員や区の役員等との連携を強化し、問題意識の地域共有を図る。 ②マナーやモラルの問題であるケースの場合は、広報ちくごや市ホームページによる全市的な啓発、あるいはチラシ・ビラによる地域限定の啓発等を行う。
				代替	市が受けた個人間に関する苦情件数(件)	84	88	80	77	52	30	80	70	85	74	66	30	横ばい	今年度は全体の苦情件数の減少により、マナーやモラルなどの欠如を主とした個人間の苦情件数が74件から66件に減少した。	①地域内での問題解決や未然防止に向けて、環境美化巡視員や区の役員等との連携を強化し、問題意識の地域共有を図る。 ②マナーやモラルの問題であるも多く、広報ちくごや市ホームページによる全市的な啓発、あるいはチラシ・ビラによる地域限定の啓発等を行う。
02	生活環境と事業環境の共生	市民 事業所 農家	生活環境に配慮した事業運営がされ、住民の理解が進み、住民生活と事業活動が共生できている。	代替	市が受けた事業所・農家に関する苦情件数(件)	60	68	57	29	22	31	29	50	35	27	20	30	目標達成	特定の事業所の苦情のリポートや畜産農家による夏場の悪臭等季節的な問題も多く、改善指導が困難なケースも多い。	①かんきょう課のみならず、福岡県保健福祉環境事務所(環境指導課)や庁内関係部署、地域7行政区の役員等との連携強化を行うことにより、苦情の未然防止及び解決支援を図る。